



津山市議会再開発事業に関する

特集
号

平成17年9月10日発行

100条調査特別委員会最終報告

発行／津山市議会 津山市山北520 (TEL.32-2140) (FAX.32-2160) 編集／再開発事業に関する調査特別委員会

目次

2～3面	特別委員会での調査の主旨／証人出頭を求め、証言を求めた事項
4～5面	資金流用の実態／権利者一人一人の違いがある
6面	補償費公開への申し込み
7～8面	西川文書について
9面	資金不足の時期と津山市の対応策／県からの20億円支援金
10面	工事代金未払い問題と熊谷組／民間宅建業者の課題について
11面	大黒屋本社ビル建設に関わって／組合内部の協議とデベ、コンの役割
12面	第三街区再開発組合について
13面	津山警察署の調査について／百条特別委員会を終えて
14～15面	百条調査権限の課題
16面	今後継続していく調査について

市民の皆さまへ

地方自治法第百条の規定に基づいた再開発事業に関する調査特別委員会は、平成十七年三月九日に設置され、同年六月二十九日まで、津山市中央街区市街地再開発事業において、工事代金未払い等の原因や資金の流れなどを調査しました。

この間、三ヶ月間で十八回の委員会を開催し、延べ六十人を証人として尋問を行うなど、可能な限りの調査を実施し、事態の解明に努め、責任の所在や問題点を指摘してきたと考えています。

しかし、二十年を超える歳月が経過し、多額の資金が使用され、直接の行政行為でもなく、たくさんの「民間会社」などが関係し、すでに「記憶があいまい」になっている部分もあり、全ての課題を解明することはできませんでした。

そのために、「調査課題」が残されたものもあり、これからも第百十条による特別委員会として可能な限り解明していくこととします。

市民の皆さんのさらなるご理解とご協力をいただくことをお願いし、百条調査特別委員会の報告をお届けする言葉とします。